

## 規則

◇鳥取縣規則第三十九號

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十七號鳥取縣薪炭検査規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條を次のように改める。

薪炭配給統制規則第三條の二の検査はこの規則の定め

るところによる。

第一條の次に左を加える。

第一條の二 薪炭又は薪を自己又はその家族の労力をもつて自己の居住市町村において生産しその生産した木炭又は薪をその市町村内において家庭用

昭和二十二年十月三十一日 金曜日  
第千八百五十六號

監督ノ大キサハ御覽請拂方有

又は農業用として消費する場合以外の目的で自己が使用し又は消費するため生産をなしたものはこの規則によつて検査を受けなければならぬ。但し官

行製木炭又は薪についてはこの限りでない。

第三條中「別に定める規格」を「農林大臣又は知事が別に定める規格」に改める。

第三條に次の二項を加える。

前項の検査吏員の外に取締りのため薪炭検査取締吏員（以下取締吏員といふ）をおくことができる。

第十條中「貼附し」を「貼附せしめ」に改める。

第十四條中「検査吏員」の次に「又は取締吏員」を加え、「検査吏員證」の次に「又は取締吏員證」を加える。

第十五條を次のように改める。

博覽會、共進會、品評會その他それに類するものに出品する木炭又は普通薪及び瓦斯用薪を生産し又は取扱

00455

う者は、その種別、數量、送付先及び現品所在地を、  
木炭又は普通薪を自己の家庭用又は農業用として消  
費するため自己又はその家族の労力をもつて自己の居  
住市町村内において生産したときは、その種別、數量、  
現品所在地を検査吏員に届出でなければならない。

第十七條中「検査吏員」の次に「又は取締吏員」を加え  
る。

第十八條中「第一條第一項第四號によるもの」を「木炭  
又は普通薪で自己の家庭用又は農業用として消費す  
るため自己又はその家族の労力をもつて自己の居住市  
町村内において生産したもの」に改める。

附表第一號様式を削る。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第五條を削る。

第十六條に次の二項を加える。  
前項の規定は薪炭検査取締吏員にこれを準用する。

第十七條に次の二項を加える。  
前三項の規定は薪炭検査取締吏員にこれを準用する。

附表第二號様式木炭の部を次のように改める。

○鳥取縣訓令甲第五十二號

各地方事務所長

昭和二十二年七月鳥取縣訓令甲第三十號の一部を次のよ  
うに改め、公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月三十一日

00456

第二號様式

検査成績簿

(昭和 年度)

月分

炭種 呼稱	町 村				合計	内 譯	
						検査料を徴收したるもの	検査料を徴收しないもの
白炭	堅						
	雜						
	計						
黒炭	堅						
	雜						
	計						
松炭							
粉炭							
合計							

第二號様式

検査報告書

駐在所  
林產物検査吏員

月分

炭種 呼稱	町 村				合計	内 譯	
						検査料を徴收したもの	検査料を徴收しないもの
白炭	堅						
	雜						
	計						
黒炭	堅						
	雜						
	計						
松炭							
粉炭							
合計							



うに任免した。

昭和二十二年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

山脇 正 鮎田久穂 岩美郡成器村昭和廿一年十月廿一日

中村軍治 中村 勝 八頭郡大村 同

橋本俊吉 森川信雄 西伯郡ト道村 同

松本 潔 松本幹司 同 渡村 同

△鳥取縣告示第四百八十八號  
助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年十月三十日

鳥取縣助事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡石見村大字上石見二〇一

現住所及開業地 同 安 達 艷 美 子

昭和二十二年十月二十四日第一、二二七號

昭和二年十一月十九日生

△鳥取縣告示第四百八十八號  
昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百三十二號の一部を次の  
ように改める。

昭和二十二年十月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「第三條による規格並びに」並びに「鳥取縣薪炭検査規  
則第三條規格」の全文を削る。

鳥取縣薪炭検査規則第十四條検査吏員證雑形の次に左を

△鳥取縣告示第四百八十七號  
物資統制令第四條の規定により甘藷飴の販賣價格の統制  
額を次のように指定する。  
一、販賣業者販賣價格の統制額  
甘藷飴 一〇〇匁につき 三〇圓〇〇錢  
二、右の統制額は物品税を含み、賣主店先渡しの統制額  
とする。

三、右の統制額は荷造包装費を含むものとする。

△鳥取縣告示第四百八十八號  
昭和二十二年十月三十日

鳥取縣告示第四百三十二號の一部を次の  
ように改める。

昭和二十二年十月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「第三條による規格並びに」並びに「鳥取縣薪炭検査規  
則第三條規格」の全文を削る。

鳥取縣薪炭検査規則第十四條検査吏員證雑形の次に左を

加える。

鳥取縣薪炭検査規則第十四條検査吏員證雑形

表 二  
第 三 寸  
(所屬團體會社名)  
薪炭検査取締吏員之證

鳥 取 縣 劍

昭和 年 月 日 交付

裏

◆鳥取縣告示第四百八十九號

昭和二十二年十月農林省告示第百五十一號薪炭規格規定

第七條により木炭及び瓦斯用薪の包裝並びに東薪の結  
束方法を次のように定める。

昭和二十二年十月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

1、材 料 繩、竹輪、針金、蔓又はこれに類するものを含む

2、形 狀 俵又ば簗

3、長 さ 任意

4、繩掛け其の他 丸俵は俵の小口四方掛以上  
角俵は俵の小口各邊二箇所以上  
胴繩は二重廻し一箇所綿以上  
籠は小口綿込

袋は上包二重以上の折込

5、東薪の結束 俵又はこれに類するものを含む

6、瓦斯用薪の包裝 1、材 料 繩、竹輪、針金、蔓又はこれに類するものを含む

2、形 狀 俵又ば簗

3、長 さ 任意

4、繩掛け其の他 任意

袋は上包二重以上の折込

00461

3、繩掛け 脊繩は一重廻し一箇所綿以上  
ものゝ脣繩は二重廻し二箇所綿以上

(長さを基準束の長さの倍量に調製した  
ものゝ脣繩は二重廻し二箇所綿以上)

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

うに交付した。

鳥取縣薪炭検査規則第十四條により取締吏員章を次のよ

番員  
號章

氏名 生年月日

住所 所在地

所屬團體

同

中本 清秋

明四四、一〇、一三

東伯郡竹田村

同

沖田 五郎

大二四、六、一〇

鳥取市大榎町一四の四

同

高田 光雄

明三九、一二、二六

氣高郡大和村横枕四二二

同

岩永 融治

大六、三、一

八頭郡用ヶ瀬町

同

小林 三喜夫

大四、九、八

河原町谷一本

同

植田 良平

明三五、七、二〇

氣高郡鹿野町一四〇五

同

仲野 忠男

大六、一一、二三

東伯郡灘手村字谷

同

升田 義治

大二、八、一

倉吉町字大正町

同

坂田 昌彰

大四、六、二五、

米子市

同

安藤 義一

大五、四、二五

同

藤原 竹應

明四一、三、一二

西伯郡法勝寺村德良五四〇

同

徳本 晃

大五、二、二

日野郡根雨町根雨

同

水本 民次郎

明三九、一〇、二

八頭郡安部村小別府四四三

同

安田 充雄

大二二、七、一五

同 河原町河原

同

西山 繁治郎

明三九、九、二〇

賀茂村郡家

同

河野 愛喜

明三二、九、二〇

東伯郡倉吉町仲之町七四一

同

津村 幸政

明二八、二六、六

同

吉原 潔

明三五、六、二六

日野郡根雨町根雨四二三

同

澤田 武雄

明四〇、七、七

岩美郡面影村今在家一四八

同

安養寺 勝

明三四、六、二一

鳥取市園護寺一五〇

同

上村 浩良

大二一、五、二一

八頭郡河原町布袋二二五

同

村尾 伸昌

大九、九、八

成器村吉野

同

寺谷 傳四郎

明四三、一、一

八頭郡智頭町西野三九八

同

西尾 錦藏

明四四、九、一九

丹比村富枝一二七

同

平井 誠久

明四五、二、八

東伯郡旭本泉一四

同

太田 忠雄

明三四、四、二八

矢送村關金二八三

同

寺谷 傳四郎

明四三、一、一

成器村智頭町同

同

浦富 富

浦富町森林組合

同

咸器 呂

咸器村同

同

若櫻 町

若櫻町同

同

旭村 同

旭村同

同

00463

31	安藤 精	明三六、三、三二	八頭郡賀茂村御家二六一	鳥取縣燃料配給組合
32	八幡 一郎	大一五、六、一	同	一〇〇の一 同 鳥取市綜合燃料配給所
33	淺見河原大吉	明四〇、六、一	同	同 青谷町配給所
34	錢永 三郎	大一四、二、三〇	氣高郡青谷町三八五三の六	同 倉吉町配給所
35	中村 忠治	明二四、六、一八	東伯郡倉吉町鍛冶町一丁目二九〇三の五	同
36	表 稔	大二三、二二、一	同 福吉町一二二七	同
37	小綿龜次郎	明三七、三、三七	同 八橋町八橋四四二	同
38	桶谷 茂	大六、一、一八	同 赤崎町一六七九	同
39	松良美起男	大七、八、三	同 赤崎町配給所	同
40	直田 博	大七、八、三	同 淀江町配給所	同
41	實重 英行	大一四、五、三六	同 朝日町二五	同
42	富永源四郎	明三〇、六、二二	同 西福原町二二七	同
43	上村 信夫	大八、三、三七	鳥城市立川町一丁目二七	同
44	西村 實	大八、八、八	同 行德四の一	同
45	樺村 泰藏	大一〇、九、三五	八頭郡若櫻町糸白見	同
46	草刈廣次	明四三、六、二八	同 智頭町坂師	同
47	竺長勝美	明四一、四、一	東伯郡倉吉町河原町一八七五	同
48	深田 满造	明三七、九、二〇	米子市加茂町三丁目一	同
49	晋田 貞治	明三七、一〇、五	日野郡根雨町根雨六四三	同

00464

## ◆鳥取縣告示第四百九十一號

昭和二十二年秋季種牡牛検査を次のように施行するから  
検査を受けたい者及び受けなければならない者は最寄の  
検査場に現畜を牽き出し検査を受けられたい。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種牡牛検査日割

検査場所

東伯郡東郷

矢送村

赤崎町

赤崎町

淀江町

御來屋町

若櫻町

船岡町

若櫻町

浦富町

吉方町

八頭郡

用瀬町

十一月十九日

四日

十一月二十一日

十一月二十二日

四日

◆鳥取縣告示第四百九十二號

日野郡江尾村を江尾町とし昭和二十二年十一月一日から  
及び西伯郡外江村を外江町とし同年十一月三日から施行  
することを夫々同年十月八日許可した。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

日野郡根雨町  
日野上村  
江尾村  
溝口町  
七六日  
九日  
日野郡一圓

日野郡根雨町  
江尾村  
溝口町  
九日  
日野郡一圓

日野郡根雨町  
江尾村  
溝口町  
九日  
日野郡一圓